

令和元年度 第5回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時	令和元年10月7日(月)
開催場所	災害対策本部室
出席者	委員 奥田晃久(明星大学特任教授) 青木まゆみ(市民委員) 嶋崎雄幸(嶋崎税務会計事務所副所長) 山崎克己(青梅商工会議所地域振興部長) 岩浪良夫(青梅市保育園理事長会会長・上長渕保育園理事長) 宮川美子(青梅梨の木保育園園長) 塩野治(青梅私立幼稚園協会副会長・ねむのき幼稚園園長) 増田優子(青梅市立今井小学校校長) 空野竜雄(株式会社モアスマイルプロジェクト事業担当) 川野薫(特定非営利活動法人子どもと文化のNPO子ども劇場西多摩常任理事) 関山利行(青梅市民生児童委員合同協議会理事)
	事務局 渡辺(子ども家庭部長) 加藤(子育て推進課長) 木村(子ども家庭支援課長) 太田(子育て推進課子育て推進係長) 並木(子育て推進課保育・幼稚園係長) 野村(子育て推進課施設給付係長)
欠席委員	野口翔平(市民委員)
議事	○ 協議事項 (1) 第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について (2) パブリックコメントおよび今後の策定スケジュールについて
傍聴人数	1人
配布資料	会議次第 資料1 第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画 資料2 パブリックコメントおよび今後の策定スケジュールについて

議事要旨（口述筆記ではなく、発言の趣旨をまとめたものである。）

発言者	発言要旨等
事務局	令和元年度第5回の青梅市子ども・子育て会議を開催する。青梅市子ども・子育て会議条例第5条第2項により、定足数に達しているため本会議は成立していることを報告する。なお、野口委員は所用で欠席。また、議事録作成のため本日の会議も録音させていただく。
事務局	以後の議事進行は会長に任せる。
会長	議事に沿い進行する。3. 協議事項(1) 第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について、事務局から説明を求める。
事務局	<p>第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について説明する。<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span>を参照いただくが、分量が大変多いため要点をしぼって説明する。全体の構成については、現行計画に沿っている。第1部で「総論」、第2部で「各事業内容」について掲載をしており、変更点としては、現行計画の第3部の事業内容を、本計画では第2部第2章「子ども・子育て支援施策の具体的な展開」としてまとめている。また、子供・若者育成支援推進法にもとづく子ども若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律にもとづく青梅市子ども貧困対策計画が、本計画には盛り込まれている。</p> <p>6ページをご覧ください。各関連法と整合を取りながら市の上位計画と整合・連携をとり計画を推進していく。また、7ページの計画の対象年齢についてであるが、それぞれ子ども・子育て支援事業計画および子ども貧困対策計画については18歳までとし、子ども・若者計画については引きこもり等も含めて39歳までを対象としている。</p> <p>13ページをご覧ください。13ページから27ページについては第2章子ども・子育てを取り巻く状況として、青梅市の状況を数値や資料として示しており、国勢調査や市の統計等から数字を引用している。</p> <p>続いて28ページから41ページについては、平成30年8月に実施したニーズ調査の結果を再掲している。未就学児の保護者、小学生の保護者へそれぞれ1,500通の調査を行い、それぞれ約40%の回答を得ており、各回答内容を掲載している。また、41ページのニーズ調査結果からの課題であるが、例として⑤子どもが病気やケガの際に子育てと仕事の両立ができるよう、病児・病後児保育の必要性があることなどがあげられている。</p> <p>45ページからは第3章計画の基本的な考え方を掲載している。本計画では、多様化する保育ニーズに対応し、子どもの健やかな成長を、自治会や各団体の委員の皆様を含めた「地域」、そして保育園、幼稚園、学校、学童保育所などの「子育て関連施設」、また、国や都を含む「行政等」が一体となって子育て支援をサポートする理念として、現行計画の基本理念「次代を担う子どもをみんなで育むまち」を継承することとしている。</p> <p>続いて49ページから102ページでは、第2部子ども・子育て支援のための事業であり、第1章は事業の量の見込みと確保方策となっている。66ページを</p>

	<p>ご覧いただきたい。ニーズ調査をもとにした各事業、確保総数が掲載されており、差異がプラスの数字であればニーズに対して確保されていることとなる。</p> <p>また、105ページからは、第2章子ども・子育て支援施策の具体的な展開である。本内容は前回の会議にて委員に協議いただいた部分であり、105ページから129ページまで掲載している。</p> <p>最後に133ページからは、第3部「計画の推進体制」を掲載している。多様な関係機関が連携して横断的に協力していくことが必要不可欠であり、134ページでは市民、家庭、教育、地域、企業、行政とそれぞれが子育て支援のための役割をもって計画を推進する必要性を示している。</p> <p>以上、簡単ではあるが、概要の説明とする。内容についての補足説明等を(株)名豊の担当者から説明する。</p>
<p>コンサル社員</p>	<p>それでは、補足説明をさせていただく。第1部総論の第1章計画の策定に当たってであるが、近年の少子高齢化の進展、核家族化や近所付き合いの希薄化、児童虐待の顕在化、そして、子どもの貧困家庭の問題など子どもを取り巻く社会情勢の変化の中、近年では、女性就業率の上昇、共働き家庭等により、子育て環境が変化しつつある社会情勢があることや、子ども子育て支援事業計画の策定に係る法律・制度について記載し、計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の対象年齢、計画の期間、計画の策定体制について記載している。</p> <p>28ページからはニーズ調査の結果を記載し、41ページでは、ニーズ調査の結果にもとづいた課題としてまとめている。抜粋して説明する。</p> <p>①緊急時もしくは用事の際に、預け先のない家庭への支援が求められている。</p> <p>②母親の就労希望は、無償化の影響を受け、今後さらに就労希望が高まることが予想されており、就労支援の充実が求められている。</p> <p>⑥一時預かり保育事業の利用状況をみると、母親の就労の高まりが予想されることから、就労に伴う一時預かり事業の提供体制の整備が求められている。</p> <p>⑦放課後の過ごし方として、共働き世帯の増加、核家族化などにより、児童の健全な育成を図る目的で推進される放課後児童健全育成事業の役割が重要になっている。</p> <p>⑧就学前児童保護者について、気軽に相談できる人の状況をみると、「相談する人がいない」「相談先がわからない」と回答した人がいるなど、相談先の情報提供、気軽に相談できる体制などを整えていくことが必要である。</p> <p>本計画では、これらの課題を踏まえ、教育・保育、主要13事業、さらには各施策における事業の取り組みについて展開している。</p> <p>51ページからの第2部「子ども・子育て支援のための事業」であるが、第1章では、制度の全体像ということで、子ども・子育て関連3法にもとづく、制度のポイント、54ページには制度の事業体系として、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業、保育の必</p>

	<p>要性の認定について記載している。</p> <p>また、59ページからの教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計については、第3回の子ども・子育て会議にて協議していただいた、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って推計手順を記載するとともに、住民基本台帳にもとづく就学児童人口を推計し、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに、教育・保育の提供区域を決定したうえで、教育・保育、法定13事業の見込量の推計と確保量について102ページまで記載している。</p> <p>103ページからは第2章、子ども・子育て支援施策の具体的な展開として、前回の子ども・子育て会議で協議いただいた内容について記載しており、</p> <p>重点目標1 子どもが伸びやかに育つまちづくりの施策として、5施策</p> <p>重点目標2 子育ての喜びを感じられるまちづくりとして、3施策</p> <p>重点目標3 全ての子育て家庭を支援する地域づくりとして、5施策</p> <p>重点目標4 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実、2施策</p> <p>重点目標5 保護者と子の健康づくりとして、3施策</p> <p>重点目標6 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実として、4施策として、各施策に事業を整理している。</p>
会 長	何か意見はあるか。
委 員	66ページであるが、幼稚園は施設型給付に移行している園と未移行の園があるが、10月から始まる無償化の影響もあり、施設型給付として整理しているのか。
事務局	委員の言うとおりに、施設型給付の未移行の幼稚園もあるが、保護者が分かりやすいよう66ページで幼稚園としてまとめて整理をした。
委 員	66ページに記載があるが、約4割が市外の幼稚園に通園しているということだが、どのような対策を講じていくのか。
事務局	市外の幼稚園を利用する方が多いのには、いろいろな要因があるかと思うが、今後PR方法や対策について幼稚園の関係者とも協議をし、効果的な対策を図っていく。
委 員	48ページの事業の区分けのなかで、放課後デイサービスや児童発達支援などはここに分類されないのか。
事務局	6ページにあるとおり、障がい者福祉課で策定をしている青梅市障害児福祉計画のなかで放課後デイサービスや児童発達支援などを掲載している。
委 員	70ページに認定こども園についての記載があるが、今後の5年間計画の中で幼稚園から認定こども園への移行について、計画に掲載がないからと認められないことはないと思うが、幼稚園が移行を希望すれば推進していただくように盛り

	込んでほしい。
事務局	認定こども園への移行については、それぞれの地域の需要の状況というのは注意深く見ていく必要があると認識している。移行を希望する幼稚園があれば、子ども・子育て会議に諮り、需要と供給のバランスについても十分に議論いただく必要がある。
委員	子ども・子育て会議に諮り議論するのは当然であるが、施設型給付に今年度から2園移行し、来年度さらに2園移行を希望している。これらの園が今後認定こども園に移行を希望するに当たって、計画に掲載がないから移行できないということはないようにしていただきたい。過去、市内の幼稚園6園では、市内の児童の入園が十分まかなえきれなかったために市外の幼稚園に行く児童がいたという状況があった。その後、市外の幼稚園に対する通園する抵抗感もなくなり、市外に行く児童も多いままであったが、近年、子どもの数が減ってきたことで相対的に市内の幼稚園に通う児童が減ってしまったという現状がある。
事務局	認定こども園に移行させないという権限は市にはない。認定こども園への移行については、都の見解では、財務状況や需要の状況などをみて移行を判断していく必要があるとしている。計画上、認定こども園に対する記載内容については検討することとしたい。
委員	110ページの事業31番、いじめ、不登校、児童虐待などへの取組のなかで、小・中一貫教育を通じて児童の心理的不安の軽減とあるが、ここでいう小・中一貫教育とはどういうことか。
事務局	指導室が所管する教育の部分であり、小・中学校一貫教育を目指しているという状況であるが、小学校で英語教育が始まるなど小学校で学んだことを中学校にうまく繋げていくという意味合いで小・中学校一貫教育としている。
委員	一貫校の解釈だが、同じ施設で小・中一貫教育を行うという学校は市内にはない。1つの中学校区域に複数の小学校が進学するということがあるため、グループを組んで小・中学校の9年間で一貫した教育を提供するという目標をもって、お互いの授業や情報交換により研究をしているところである。
会長	委員の意見も踏まえて心理的不安の軽減という表現よりは、小・中学校一貫の教育の中で一人ひとりの個に応じた成長を大切にしていくということで、保護者の視点でわかりやすいよう文言の整理をお願いする。
会長	いくつか確認してほしい点がある。15ページの統計であるが、国勢調査は5年ごとの資料のため年々というこのままの表記でいいのかという点。また、24ページ児童虐待通報は一般的には「通告」ではないか。26ページ要保護児童・生徒数とあるが児童福祉法では要保護児童と統一して生徒と分けていないため、統計的な分類としてふさわしいのか、また、同じく27ページの不登校児童・生徒数もこの分類でいいのか確認してほしい。 最後に、109ページの子どもの人権の尊重ということで、平成29年に児童福祉法が改正された。児童福祉法の第1条が改正されるという極めて重要な改正であったことから、子どもの権利について、記載をした方がいいのではないかと

	思うが、法との関係性についてどのように考えているか。
事務局	文言の整理については、確認をとって正しい表記に直すとともに、109ページの児童福祉法の部分についても追加するよう修正する。
事務局	子どもの人権の尊重の記載については、児童福祉法の改正の内容を盛り込むこととしたい。また、児童・生徒の文言については、教育委員会での使い方と児童福祉法での使い方で分けが異なっている部分があると認識している。本計画は、児童福祉の計画のため、用語については確認を取り整理することとしたい。
委員	用語について、知らない人が見てもわかるように用語集や注釈をつけるとわかりやすくなるのではないか。
事務局	現行の計画書の中でも用語の解説を掲載しており、資料編の用意は今後させていただく予定である。
事務局	3ページにIoTとあるが、計画書の中で市民の方が読んでわからない用語や記載の仕方については、わかりやすい表記となるよう検討していくので指摘いただきたい。
委員	市民の方が読むとなると、全体的に読みづらいのではないか。
事務局	主要13事業の中においても事業名だけではわかりにくいものがある。どうわかりやすく表現していけるかは検討することとしたい。
委員	これらの計画の根本には法律というものがあって、本計画は、絵なども入れながら工夫はして落とし込んでいただいているが、ある程度固い表現が残るのは仕方のない部分もあるかと考える。
事務局	固有名詞もあるため補足説明をすべてに入れ込むとページ数が多くなり、わかりづらくなってしまう部分もある。現行計画でも概要版を作り計画の周知を図ったところであり、本計画でも概要版の作成を予定している。
委員	4ページに記載がある、若者を取り巻く環境というのが大変深刻だと認識をしており、少子化の問題というのは、夫婦が子どもをつくらないというよりも、若者が結婚できない、またはしようとしにくい状況というのも要因の一つにあるのかと感じている。この若者計画を推進していくにあたり、ここで記載されている子供・若者育成支援推進大綱については、市のどの部署が担当しているのか。計画の中で若者に特化した部分というのがあまり見えてこないのか、大綱の中で触れられているのか。
事務局	子供・若者育成支援推進大綱については国で策定しているものである。これまでも市では青少年担当として組織立てて対応をしているところである。本来子どもに対する計画というのは18歳までだが、中高年のひきこもり等、若者に対する支援が重要なことから、青梅市では39歳までを青梅市子ども・若者計画として推進していく。
委員	3ページの記載の仕方だが、一つの段落の文章が長いように感じる。文を分けて記載した方が市民にとってはわかりやすくなるのではないか。
事務局	記載の仕方については、わかりやすい表記となるように事務局で検討してい

	く。
委員	<p>125ページの事業番号114番で、特別支援教育の推進だが、青梅市は都の中でも非常に充実をしている。①の展開を目指すという表記ではなく、さらなる充実を図っていくという方が良いのではないか。</p> <p>今年度は小学校で、来年度は中学校で開始される、従前は通級と呼んでいた特別支援教室だが、通級のある学校に行くのではなく、先生が児童の自校へ赴き授業を受けることができるようになる。</p> <p>現場では、通常の学級の中でも特別な支援を必要とする児童が多数おり、担任が支援員等のサポートを受けながら学級運営を行っている状況である。このような支援がさらに充実していくと良いので、理解・啓発というよりは取組をさらに展開していく段階である。</p>
事務局	委員の言うとおりに、青梅市は特別支援に関する取組が充実しており、他市からも非常に関心をもたれている。事業内容の記載については、現状と今後の展開について検討する。
委員	特別な支援を必要とする子どもたちが、特別支援教室に通って先生方に丁寧に見ていただき、小学校中学年くらいに成長して普通学級と一緒に授業を受けるようになったというケースもある。また、その逆で、少し無理して普通学級に入って、まわりについていけずに自己肯定感が低くなり、不登校や引きこもりに繋がるというケースもある。子どもたちの個々に応じた対応というのができるとう良い。
会長	124ページの子どもの虐待についてだが、被害に遭った子どもの支援がもちろん必要だが、国は母子保健や警察等と連携して未然防止や早期発見という段階に施策の中心をうつしている昨今の虐待の事件を踏まえ、青梅市もこれら母子保健・警察等を含めた関係機関と連携し取り組んでいるというのを盛り込んでいくべきである。
事務局	近年の虐待における事件による検証報告などを踏まえて、虐待防止に向けた事業内容を盛り込めるよう検討する。
委員	特別支援教室に入るためには、診断書等の要件が必要なのか。
委員	診断書等も必要となるが、就学指導委員会に諮り、その児童にとってより良い選択をしていくこととなる。
委員	必要な子どもたちに出来るだけ早く特別な支援が受けられれば、大人になってから引きこもり等にならないような対策がとれるのではないかと思う。
事務局	保護者の理解というのが重要である。親は子に期待をするものであり、保護者が理解し、その子にとっていい方法をとってあげることが今後につながっていくと認識している。
委員	121ページの事業102番に統合保育の充実とあるが、早期療育が大切な障がいというのも非常に多いので、市内の施設では対応出来ない場合、市外の必要な施設につなげてあげるのも重要である。

委員	この計画には無償化の影響というのは加味されているのか。無償化の影響というのが反映していないのであれば、今後どのような影響が考えられるかを計画の中に入れていく方がよいのではないかな。
事務局	平成30年度にニーズ調査を実施した際は、まだ無償化が決定される前であったため、個々の質問のなかで無償化を想定した設問は設定されていない。そのため、個別の需要量には無償化の影響というのは反映していないが、55ページで無償化の概要を掲載するなど無償化の制度については各事業の中で盛り込んでいる。
委員	無償化の影響で幼稚園の1号から保育の2号に移りたいと感じている保護者は一定数いると考える。1号が減った分を幼稚園としては補うために、認定こども園に移行していきたいと幼稚園は考えているのではないかな。都の中でも所管部署が縦割な部分があるため、市では認定こども園に移行するのを応援してほしい。
委員	来年度の保育園の見学が始まっているのだが、無償化の影響による3歳以上というのはほとんどなく、0～1歳の見学が多い印象である。保護者の中には就労をしたくない方というのもいるので、就労していなくても幼稚園に入れることで助かる保護者も一定数いるのではないかなと感じる。
会長	たくさんの意見が出ており、まだまだ議論していきたいところではあるが、時間の関係もあるためここで決をとる。協議事項(1)第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の策定について、 <a href="#">資料1</a> に示す事務局提案を採用することで宜しいかな。
委員	異議なし。
会長	続いて、協議事項(2)事務局からパブリックコメントおよび今後の策定スケジュールについて説明を求める。
事務局	さきほど協議いただいた計画の策定について、今後のスケジュールを説明する。本日協議した事項において必要な修正や調整を加え、10月末まで、庁内各課へ事業内容等に修正がないか確認する。その後、修正箇所を反映し、11月15日から11月30日までパブリックコメントを実施する予定である。 パブリックコメントについては、広報おうめ、ホームページ、各市民センターなどで周知を行い、幅広く市民の方に意見を求める。 その後、令和2年1月の子ども子育て会議でパブリックコメントの内容について協議し、答申(案)をまとめる。その後2月の会議にて、第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の答申を行う予定である。子ども・子育て会議からの答申を受け、年度末までに計画の策定を完了させ製本化を予定している。
会長	何か意見はあるかな。
委員	特になし。
会長	協議事項(2)パブリックコメントおよび今後の策定スケジュールについて、 <a href="#">資料2</a> に示す事務局提案を採用することで宜しいかな。

委員	異議なし。
会長	その他について、事務局から何かあるか。
事務局	<p>幼児教育・保育の無償化について、これまで市が負担していた部分を国等で負担するため市の負担が減る部分がある。この無償化に伴い市の負担が減った分については、小・中学校のトイレの改修を6年間で当初予定していたものを2年間前倒しして実施し、4年間でトイレの改修を実施することとしている。</p> <p>9月議会においても本件については答弁をしており、無償化に伴い市の負担が軽減された分は小・中学校のトイレの改修という形で子育て支援策に活用していく。</p>
会長	<p>それでは、次回はパブリックコメントの内容と、計画の答申（案）について議論する。次回会議を1月9日（木）、場所は2階204会議室として、令和元年度第5回青梅市子ども・子育て会議を閉会する。</p>

会議録を確認したことをここに署名する。

令和元年 月 日